

岡山市認知症伴走型支援事業業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和8年1月16日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市認知症伴走型支援事業業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 委託名 | 岡山市認知症伴走型支援事業業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添仕様書（案）参照のこと。 |
| (3) 委託期間 | 契約日から令和9年3月31日まで |
| (4) 事業者の特定 | 「9 特定方法等」に従い、最適な提案者最大2事業者を特定し、次順位の提案者を1事業者特定する。 |
| (5) 概算予算額 | 総額3,040,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
<u>1事業者あたり1,520,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内</u> |
| (6) 支払条件 | 四半期払い（7月、10月、翌年1月、翌年4月の4回に分けて支払う） |
| (7) 契約保証 | 契約保証金（契約金額の10／100以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。
ただし、岡山市契約規則第32条第10号に該当する場合を除く。 |

3 参加資格

次のいずれにも該当すること。

※応募資格を満たしていない場合は失格とし、審査の対象としません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門に登録があること。登録されていない場合は、企画提案書の提出と併せて別表1に掲げる書類を提出し、有資格名簿に登録されている者と同等であるとの認定を受けること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
公示	令和8年1月16日(金)
仕様書(案)等に関する質問受付	令和8年1月30日(金)午後5時まで
仕様書(案)等に関する質問回答	令和8年2月6日(金)午後5時までに掲載
企画提案書及び有資格者に関する書類の提出	令和8年2月27日(金)午後1時まで(必着)
ヒアリング審査の実施	令和8年3月11日(水)午前9時30分～
審査結果の通知	令和8年3月中旬頃

5 仕様書(案)等の交付方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)からダウンロードすること。

6 仕様書(案)等に関する質問の受付及び回答

仕様書(案)等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付期限

令和8年1月30日(金)午後5時まで

(2) 受付方法

質問票(様式1)に入力の上、電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山市認知症伴走型支援事業業務委託」として、岡山市高齢者福祉課へ提出すること。

また、提出後は、必ず電話にて到着確認(電話:086-803-1230)を行うこと。

【電子メール】koureishafukushika@city.okayama.jp

(3) 回答方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)へ掲載します。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市保健福祉局高齢福祉部高齢者福祉課に持参してください。

(2) 提出書類

伴走型支援拠点の設置場所に係る提案は、岡山市福祉事務所設置条例(昭和56年市条例第27号)別表に掲げる福祉事務所(以下「福祉区」という。)のうち、北区北、南区西の福祉区とする。なお、両方(北区北、南区西)の福祉区において、拠点の設置場所に係る提案を行う場合は、それぞれの福祉区において以下の書類の提出を行うこと。

①企画競争参加申請書(様式2)

②応募者の概要(様式3)

実績、従来の地域支援活動内容、活動年数、基本理念等

③企画提案書(様式3)

作成にあたっては、別添仕様書(案)、岡山市認知症伴走型支援事業実施要綱及び下記8に従うこと。

④見積書(様式4)

金額は税込価格を記載すること。

積算の詳細が分かるように内訳を別途添付すること。

⑤有資格者に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類

※有資格者名簿に登載されていない場合は、別表1に記載した提出書類を企画提案書と一緒に提出すること。

(3) 提出部数 各8部

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの7部（副本）

(4) 注意事項

①企画提案書には表紙をつけ、表題として「岡山市認知症伴走型支援事業」と記載すること。

②連絡先（担当者名、電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。

③企画競争参加申請書（様式2）及び各提出書類の正本を除き、提案者が判別できるような記載は行わないこと。副本は製本せず、一式をゼムクリップ等で留め、ホチキスは使用しないこと（ページ番号を通して記載してください）。

④仕様書（案）等に関する質問回答を確認の上、提出してください。

⑤提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。

⑥提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

⑦参加申請書提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに企画競争参加辞退届（様式5）を岡山市高齢者福祉課に提出してください。

8 企画提案に求める事項

次の（1）～（3）について、分かりやすく記載すること。

（1）認知症伴走型支援を実施する体制について

（2）認知症伴走型支援の実施内容について

（3）関係機関等との連携について

9 特定方法等

(1) 審査体制

岡山市認知症伴走型支援事業業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(2) 審査方法

①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、福祉区ごとに審査項目について審査を行います。

②委員会は、評価基準をもとに 100点満点で審査し、福祉区ごとで最適提案者と次順位の提案者（次点）を特定します。

③各福祉区の最適提案者のうち、得点により上位2つの事業者と次順位の提案者1事業者を特定します。

④合計点が同点の提案者があり、最適提案者及び次順位提案者が特定できないときは、「2. 企画提案面 ②提案内容の的確性（3）委託業務の目的に資する、事業者独自の工夫があるか」の得点により、特定します。

⑤委員の審査点数の平均点が60点を下回る提案については、特定しないものとします。

(3) ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき約25分（説明15分、質疑約10分）を想定し、順次個別に行う。詳細な日時、場所については参加者に後日お知らせします。

（4）評価基準

審査基準は次のとおりとし、総合的に判断する。

なお、各項目内に記載している点数は審査委員一人あたりの持ち点（100点）である。

評価項目		評価内容	配点
1.業務実施面	①業務実施体制	(1)事業所として、事業を適正に執行できる体制を整備できているか。また、提案内容を実施できる人員(担当者)は、業務遂行に必要な実績・経験等を有しているか。	15
		(2)提案内容を実施できる拠点、実施場所が示されているか。	10
2.企画提案面	②事業内容	(1)委託業務の目的を正確に把握した上で、提案書を作成しているか。	5
		(1)相談者が継続して相談しやすい実施日時となっているか。	15
		(2)相談者が落ち着いて話をすることのできる環境の設定や、プライバシーに配慮された実施方法になっているか。	10
		(3)相談者を伴走していくための独自提案や工夫があるか。	15
		(4)地域の認知症カフェ等のインフォーマルな場や、介護サービス事業所、医療機関や地域包括支援センター等と必要に応じて連携できる体制を整備しているか。	10
3.経済性		見積金額(業務内容に対する見積額は適切か)	15

（5）提案者の失格

契約の締結までに応募者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

（6）特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかつた提案者へは提案書を特定しなかつたことを書面で通知します。

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

1.1 その他留意事項

- (1) 本手続は、予算その他本市の事情により中止する場合があります。また、仕様書（案）は、現段階の案であり、予算その他本市の事情により一部変更を行う場合があります。
- (2) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (3) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (4) 提出された提案書は、原則として返却しません。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、応募者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (6) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (7) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (8) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (9) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるものは岡山市 契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。
- (10) 2福祉区に応募した事業者であっても、1福祉区のみ選定される場合があることに留意してください。
- (11) 本事業は、当該認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）等がその利用者に提供している介護サービスとは別に行われるものであり、この場合については、事業所等の職員は、当該介護サービスの提供業務に従事すべき時間帯と本事業に従事する時間帯とを明確に区分してください。なお、これは、管理者等の常勤専従の職員が本事業に従事することを禁止するものではなく、当該事業所等の人員基準を満たした上で、サービス提供に支障のない範囲であれば、本事業に従事することは差し支えないという趣旨である点に留意してください。

1.2 提出先・問い合わせ先

岡山市保健福祉局高齢福祉部高齢者福祉課（岡山市役所保健福祉会館9階）

担当：城・西谷

〒700-8544 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

電話：(086)803-1230

FAX：(086)803-1754

電子メール：koureishafukushika@city.okayama.jp

1 3 受付等を行う日及び時間

受付日 土曜日、日曜日および祝日を除いた日

受付時間 午前8時30分から午後5時の間